

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 8月 2日

案件名	水防法第15条第1項第4号八に規定する大規模な工場その他施設の用途及び規模を定める条例制定について					
所管	危機管理	局区	部	危機管理課 担当者		
概要	<p>水防法が一部改正され、避難確保や浸水防止措置を努力義務として行うべき対象に、洪水による浸水想定区域内にある一定規模以上の「大規模工場等」が位置づけられた。</p> <p>これにより、市町村は大規模工場等の「用途」及び「規模」の基準を定める条例を制定する必要がある。</p> <p>本件は、県により相模川の想定最大規模の洪水浸水想定区域が指定・公表されたことを受けて、水防法に規定された浸水想定区域内にあり、浸水した際に、社会経済活動、地域の雇用や産業に著しい影響を及ぼす大規模工場等の「用途」及び「規模」の基準を定める条例を制定するもの。</p>					
審議内容(論点)	水防法第15条に規定する条例に定める大規模工場等の用途及び規模について					
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名				
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年 7月 21日	政策調整会議	年 月 日		
	局・区経営会議	平成29年 8月 8日	政策会議	年 月 日		
日程等調整事項	条例等の調整	条例 制定あり	議会上程時期	平成29年12月 定例会議 報道への情報提供 なし		
	パブリックコメント	なし	時期	議会への情報提供 部会 平成29年9月		
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等	なし		
検討経過等	関係部局名等		調整項目		調整状況	
	下水道経営課、河川課		浸水想定区域について		調整済	
	産業政策課		規定する用途及び規模について		調整済	
	当麻地区拠点整備事務所		浸水想定区域内の工場について		調整済	
	総務法制課		条例の制定等について		調整済	
	企画政策課		パブリックコメントの必要性について		調整済	
打合せ・会議の経過						
月 日		会議名等		内容		
H29.7.21		関係課長会議		水防法にかかる条例制定について		
H29.8.1		事務事業調整会議		水防法にかかる条例制定について		
備考						
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。		(局経営会議)	
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課 下水道経営課 緊急対策課	企画政策課 消防総務課 危機管理課	産業政策課 予防課	河川課 警防課(代)		
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】</p> <p>条例名について「水防法第15条第1項第4号八に規定する」としなくてよいか、当市の規定等と比較して調整する。</p> <p>地域防災計画に載せるスケジュールは、条例制定後、事業所説明等を行い、速やかに手続きをとる。申出がなければ地域防災計画に記載しないのか。</p> <p>申出がなければ地域防災計画に記載しない。</p> <p>パブリックコメントを実施しない理由は何か。</p> <p>本条例は、市民に対して義務を課すものではなく、パブリックコメント手続き要綱に基づき対象とならないからである。規模・用途に関して意見はあるか。</p> <p>圏央道のインターができたことにより当麻地区に数箇所の工場等があるが、本市の工場等の多くは高台の上であり、浸水被害は少ないと思われる。サプライチェーン等の観点から大規模な工場等が操業停止することで、被害も大きくなるが、製造品出荷額の点で市内の74%、雇用の点で54%の規模へ対策できるので、用途及び規模の設定は妥当と思われる。</p> <p>浸水想定区域には内水も含んでいるか。浸水想定区域には高さの考え方があるが、高さは関係するののか。</p> <p>高さは関係なく、区域に入っていれば対象となる。</p> <p>国の基準以外の条件を定める自治体はあるか。</p> <p>横浜市は一万平米で全体の5割を超えるが、対象を拡大して7割を対象に条例を制定している。</p> <p>制定していない自治体があるが、どのような理由で制定していないのか。</p> <p>浸水想定区域内に対象の工場がないという自治体が多い。</p> <p>一万平米未満の工場を対象としない理由は何か。</p> <p>法の主旨として、操業が止まり、市の経済が大きな損害を受けないよう対策をとるもので、本件では製造品出荷額の7割、雇用で5割の規模の工場を対象にしているので、妥当である。また、一万平米未満の事業者に対しては、希望があれば情報を提供することも可能であり、事業者に対してBCPの作成を促すなど、他の制度でも対策をとっている。</p>					

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

近年、集中豪雨の増加に伴い、全国各地で河川の洪水処理能力を超える豪雨災害が頻発している。過去には川の氾濫により工業地域が浸水被害を受け、工場が長期間操業停止になる被害を受けた。

浸水により操業が停止した際に、社会経済活動、地域の雇用や産業に著しい影響を及ぼす。そのような災害を踏まえ水防法が一部改正され、避難確保や浸水防止措置を努力義務として行うべき対象に、洪水による浸水想定区域内にある「大規模工場等」が位置付けられた。

上記に加えて、平成29年3月に相模川の「想定し得る最大規模の降雨(1,000年に1回程度発生すると想定される大雨)による洪水浸水想定区域」が指定、公表されたことを受けて、本市において対象となる事業所(大規模工場等)の「用途」と「規模」の基準を定める条例を制定するもの。

【根拠法令】

水防法第15条

【本市の基準】

用途

国の基準と同様、「工場、作業場、倉庫」

規模

国の基準と同様、「1万平方メートル以上」のもの

(2) 事業スケジュール

平成29年 7月～8月 庁議

平成29年 9月 総務部会説明

平成29年12月 定例議会上程、条例施行

(3) 事業経費・財源

本事業実施に当たり必要となる経費なし

(4) 事業実施の効果

条例を制定し、事業者による自衛水防の推進を促すことで、洪水等により社会経済活動、地域の雇用や産業に及ぼすリスクを軽減することができる。

(5) その他

【条例で定める基準に該当する施設が申出を行った場合の措置】

地域防災計画に施設の名称・所在地を記載し洪水予報等の伝達方法を定める。

市は、これに基づいて、施設の所有者等へ直接、洪水予報等を伝達する。

名称・所在地が記載された施設は、次のような措置をとるよう努めることとなる。

- ・浸水防止計画の作成
- ・浸水防止訓練の実施
- ・自衛水防組織の設置

危機管理局経営会議 議事録

開催日 平成 2 9 年 8 月 8 日

出席者 小星副市長 危機管理局長 副危機管理監 危機管理課長
緊急対策課長

1 水防法第 1 5 条第 1 項第 4 号八に規定する大規模な工場その他施設の用途及び規模を定める条例制定について

(説明者 : 副危機管理監)

(1) 主な意見等

条例制定後の事業所への周知はどの様に行う予定か。

商工会議所への周知や、対象となる事業所への個別説明会など、
庁内で連携してきめ細やかな対応をとる予定である。

一万平方メートル未満の事業所への対応はどうか。

本条例にかかる計画の作成等の支援は一万平方メートル以上の事業所であるが、
これまでも中小企業を対象として B C P の作成支援や防災メールの登録など、
庁内の他制度で対応をしており、今後も支援の充実を図っていく。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上